

障害を理由とする差別の解消の推進に関する事業者アンケート（案）

以下の調査項目は、広島市内のさまざまな業種における事業活動の中で、障害のある方へ配慮された事例や対応が難しかった事例など、その実情を把握させていただき、本市における障害者差別解消推進条例の見直しにあたっての参考資料として使用させていただきたいと考えております。

なお、ご回答いただいた内容につきましては、典型的に整理するとともに、事業者が特定できない形で取り扱わせていただきます。

ご多忙の折に大変恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

問1 平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という)について知っていますか。あてはまるものに1つ○をつけてください。

※障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進することに関する基本的な事項や、行政機関、公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

1. 法の内容も含めて知っている
2. 法の詳しい内容は知らないが、名前は知っている
3. 知らない

問2 令和3年5月に障害者差別解消法の一部を改正する法律が成立したことを知っていますか。あてはまるものに1つ○をつけてください。

1. 知っている
2. 知らない

問3 令和3年5月に成立した改正法において、民間事業者への合理的配慮の提供が法的義務になることを知っていますか。あてはまるものに1つ○をつけてください。

※合理的配慮とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ適切な調整や変更を行うことです。

1. 知っている
2. 知らない

問4 令和2年10月1日に施行された「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下「広島市障害者差別解消推進条例」という)について知っていますか。あてはまるものに1つ〇をつけてください。

1. 条例の内容も含めて知っている
2. 条例の詳しい内容は知らないが、できたことは知っている
3. 知らない

問5 条例の施行後に顧客等から問い合わせや、合理的配慮の提供を求められたことがありますか。あてはまるものに1つ〇をつけ、あった場合は、その具体的な内容と対応内容・結果を教えてください。(合理的配慮にあてはまるかどうか分からなくても、障害のある方等からサービスに対する個別の要望を受けたことがあれば教えてください。)

※合理的配慮の例:施設・設備の改善、段差がある場合の補助、高いところにある商品を取って渡す、メニューや商品表示を分かりやすく(写真やホワイトボード等を活用して)説明する、盲ろう者の手のひらに書く(手書き文字)などコミュニケーションにおいて工夫する、レジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり紙等を書いたりして示すようにする、本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する など

1. 問い合わせ等はなかった
2. 問い合わせ等があった(具体的な内容と対応内容・結果をお書きください)

問6 障害のある方への配慮で工夫していることや対応の変化、実施している取組などがありますか。あてはまるものに1つ〇をつけ、ある場合には、できるだけ具体的にお書きください。

1. ない
2. ある(具体的な内容をお書きください)

問7 障害のある方への対応(雇用関係を除く)において、やむを得ずサービス提供をお断りした事案があれば教えてください。差支えない範囲で、具体的にご記入ください。

※事案の例:合理的配慮の範囲を超えた過剰な要求があった、代替案を提案しても納得してもらえなかったなど

--

問8 合理的配慮の提供にあたり、障害のある方と事業者でどういった配慮が必要なのか、双方で具体的に確認したり、他の方法がないか一緒に考えたりするためにどのようなことが必要と考えますか。

--

問9 民間事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けて、広島市にどのような取り組みを期待しますか。その他、要望等があれば教えてください。

--

問10 貴社・事業所の概要についてお書きください。頂いた情報はこのアンケートの目的のみに使用し、結果の公表においては事業者が特定できない形で取り扱います。なお、アンケート内容について、個別に御連絡させていただく場合がございますので、重ねてご協力お願いいたします。

貴社・事業者名		業種	
所在地			
資本金	百万円	従業員数	人 <small>※従業員数には非正規雇用従業員も含めてください。不明な場合はおおよその数で結構です。</small>
御担当者名 (御記入者名)		御所属・役職	
連絡先	(電話)	(E-mail)	

*御協力ありがとうございました。

障害者差別解消法(改正後)のポイント

	広島市や国などの行政機関	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の実施	法的義務 (しなければいけません)	法的義務 (しなければいけません) (改正前は努力義務)

◎令和3年5月の障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。施行日は、公布の日(令和3(2021)年6月4日)から起算して3年を超えない範囲で政令で定める日とされています。

不当な差別的取扱いとは？

正当な理由なく、障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付与するような行為をいいます。

例)障害を理由として、入店を拒否する



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から、何らかの配慮を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担になり過ぎない範囲で、必要かつ適切な変更又は調整を行うことです。

例)聴覚障害のため、筆談してほしいと相談があり、筆談で説明を行った



【内閣府】障害を理由とする差別解消の推進ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

【広島市】障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/61/147092.html>

広島市の取組

【市政出前講座】「障害者差別解消法に向けた取組」をテーマとした講座を実施。

【障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者 110 番」】障害を理由とする差別などに関する相談に応じるため、相談窓口を設置。

【みんなのお店ひろしま宣言制度】障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集。

【広島市】みんなのお店ひろしま宣言制度ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/61/242674.html>

宣言店を募集しています！

■連絡先: 広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話:082-504-2147(直通) FAX:082-504-2256
Eメール:shougai@city.hiroshima.lg.jp